

平成29年度芦屋観光みやげ品推奨・認定審査会審査要綱

1 趣 旨

観光みやげ品の表示に関する公正競争規約類の厳守及びこれに基づく公正な取引の促進を目的として実施する芦屋市観光みやげ推奨・認定審査会で、観光みやげ品として推奨・認定を行うことにより、観光みやげ品の品質向上及び消費者の保護に努めるとともに、本市の観光振興に資する。

2 審査会実施日

平成29年8月22日（火）午後2時～午後4時30分

※ 審査結果は、後日書面にて通知する。

3 審査会場

芦屋市立あしや市民活動センター「リードあしや」会議室C・D
（芦屋市役所公光分庁舎北館2階 芦屋市公光町5-8）

4 審査委員

芦屋観光協会役員，専門委員で構成する。

5 審査対象

次の各項の一に該当するもの。

- (1) 芦屋市内で生産された食品，菓子又は加工品。
- (2) 名称，図案，意匠が本市に関わりのある要素をもつもの。

6 審査の対象外

- (1) 食品衛生法，意匠法等 {商標登録に関する事} その他関係法規に違反するもの。
- (2) 食品の場合，短日時に腐敗したり，あるいは過度の添加物を加えるなど，食品として優良と言えないもの。
- (3) 購買者に誤った印象を与えるような包装，説明をしているもの。
- (4) その他芦屋の観光みやげ品として適当でないもの。

7 推薦の審査

- (1) 生産者又は販売者がみやげ品の審査を受けようとする場合は，申請書に所要事項を記入し，現品を添えて提出しなければならない。
- (2) みやげ品の選定は，3年ごとに1回定期的に行うものとする。
- (3) 審査に合格したみやげ品に対しては，推薦又は特選の認定書（店頭掲出用）を交付する。

- (4) 推薦の期間は，原則として3か年とする。
- (5) 推薦みやげ品の内容を変更したときは，その旨届出の上，再度審査をうけなければならない。

8 申請期間 平成29年7月18日（火）～31日（月）

なお，選定会出品物は別途指定する日時に審査可能な数量を芦屋観光協会事務局（芦屋市地域経済振興課内）へ御持参ください。

9 出品料

一商品（銘柄）につき3,000円

<芦屋観光協会事務局>

〒659-0065

芦屋市公光町5-10

芦屋市役所 公光分庁舎南館

芦屋市役所市民生活部地域経済振興課内

電話:0797-38-2033

Fax :0797-38-2176

E-mail:keizai@city.ashiya.lg.jp